

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令

平成十八年八月十八日  
政令第二百七十一号

内閣は、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二条第四項、第九条第五項及び第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。  
第一条の二を次のように改める。

（法第二条第四項の政令で定める身体上の障害の程度）

第一条の二 法第二条第四項の政令で定める身体上の障害の程度は、重度のものから順に、第一級から第十四級までとし、これらの障害等級に該当する障害は、国家公安委員会規則で定める。

2 障害等級（前項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）に該当する程度の障害が二以上ある場合の障害等級は、重い障害に  
応ずる障害等級による。

3 次に掲げる場合の障害等級は、次の各号のうち被害者に最も有利なものによる。

一 第十三級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の二級上位の障害等級

二 第八級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の二級上位の障害等級

三 第五級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の三級上位の障害等級

第四条ただし書中「別表第二」を「別表」に改める。

第十一条を次のように改める。

（障害給付金に係る倍数）

第十一条 法第九条第五項の政令で定める倍数は、次の各号に掲げる障害等級に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 第一級 千三百四十

二 第二級 千百九十

三 第三級 千五十

四 第四級 九百二十

五	第五級	七百九十
六	第六級	六百七十
七	第七級	五百六十
八	第八級	四百五十
九	第九級	三百五十
十	第十級	二百七十
十一	第十一級	二百
十二	第十二級	百四十
十三	第十三級	九十
十四	第十四級	五十

第十二条第三号中「に該当する等級に應ずる別表第一の下欄の」を「が該当する障害等級に應ずる前条各号に定める」に改める。  
別表第一を削る。  
別表第二を別表とする。

附 則

(施行期日等)

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成十八年四月一日以後に行われた犯罪行為による障害に係る仮給付金及び障害給付金について適用する。

(経過措置)

2 平成十八年四月一日前に終わった犯罪行為による障害に係る仮給付金及び障害給付金については、なお従前の例による。  
3 前項に規定するもののほか、この政令の施行に伴い必要な経過措置は、国家公安委員会規則で定める。